

Family Life

Column

Story part13-Volume before the life insurance which is difficult to understand after all.

おおつき先生の

保険の話 Part.5 8「介護について その4」

■講師 おおつき先生
株式会社MID代表取締役
ライフコンサルティング

Life Insurance



今年の京都は3年ぶりの祇園祭も開催され、まさに夏本番となりました。

やはり四季折々の催事が執り行われるのは良いものです。ただし、この暑さに負けないよう皆様お身体には十分ご自愛ください。

介護のお話（介護保険について）も今回で4回目となりますが、将来必ずわが身に起こることではあるものの、案外ご存じない方や何となく知ってはいたが詳しく知る機会がなかったという方が案外多かったように思います。今回は介護費用の負担についてお話をしたいと思います。

介護保険施設における食費・居住費と 高額介護サービス費の負担限度額が 令和3年8月1日から 変わっています。

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しが行われました。

【そもそも高額介護サービス費とは】

このコラムを読んでくださっている方は、高額療養費についてはご存知のことと思います。

高額療養費とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。70歳未満の方で、医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、「限度額適用認定証」を提示する方法もあります。

じつは介護保険にも同じようなサービスが存在します。「高額介護サービス費」と言い、利用者負担が一定額を超えると払い戻される制度です。

① 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わっています。



	令和3年7月まで	令和3年8月～
年金収入等*80万円以下(第2段階)	単身1000万円	単身650万円、夫婦1,650万円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①)	夫婦2000万円	単身550万円、夫婦1,550万円
年金収入等120万円超(第3段階②)		単身500万円、夫婦1,500万円

※年金収入等=公的年金等収入金額(非課税年金を含みます。)+その他の合計所得金額



	施設入所者		ショートステイ利用者	
	令和3年7月まで	令和3年8月～	令和3年7月まで	令和3年8月～
年金収入等※80万円以下(第2段階)	390円	390円	390円	600円
年金収入等80万円超120万円以下(第3段階①)	650円	650円	650円	1,000円
年金収入等120万円超(第3段階②)	650円	1,360円	650円	1,300円

補足給付の対象ではない方※	ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。	ご負担いただく額は、施設と利用者の契約により決められています。
---------------	---------------------------------	---------------------------------

※食事の提供に要する平均的な費用の額(基準費用額)は、1,392円→1,445円(日額)に変わります。

(注) 居住費の負担限度額は、変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等(第1段階)の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

② 毎月の負担上限額(高額介護サービス費)が変わります。

介護サービスの利用者と同一世帯に、年収約770万円以上の65歳以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)

※上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更はありません。

*いかがでしたか?今回は介護保険が変更されている事についてお話をさせていただきました。

次回も介護保険について引き続きお話をさせていただこうと思っておりますので、是非お読みください。

いつもの合言葉、公的保障も理解をして「保険は無理なく無駄なくが1番です」

Insurance representation and life consulting
MID Company Limited
 ■株式会社MID
 京都市西京区川島調子町42-1日章ビル3F
 TEL.075-393-6526 e-mail office@ag-mid.jp

<http://www.ag-mid.jp>